

有田市移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年7月18日

有田市長 玉 木 久 登

有田市訓令第28号

有田市移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱

有田市移住支援金交付要綱（令和元年訓令第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ウ中（エ）を（カ）とし、（ウ）の次に次のように加える。

（エ） 就業の場合、就業先が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業者でないこと。

（オ） 就業の場合、就業先が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

第2条第2号中「就職」を「就業」に改め、同号ア（カ）中「移住支給金」を「移住支援金」に改め、同条第5号中「もの。」を「もの」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア 本市のワンストップパーソン（移住相談ができる担当職員をいう。）へ移住相談をしたことがあること。

イ 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

（ア） 有田市内で農林水産業に就業する者

（イ） 有田市内で営まれている家業に従業する者

第2条第5号ウを削り、同条第6号エ中「3か月以上」を削る。

第4条第5号中「場合」を「者」に改め、同号アを次のように改める。

ア 農林水産業に就業していることがわかる書類又は開業届出書

第4条第5号中イを削り、ウをイとする。

様式第5号を次のように改める。

有田市長

所在地

事業名

代表者名

電話番号

担当者

移住支援事業に係る就業証明書（関係人口用）

和歌山県マッチング支援事業、起業支援事業及び移住支援事業の実施要領に基づき、次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
地域の担い手確保に関する要件	<input type="checkbox"/> 農林水産業への就業 <input type="checkbox"/> 家業への従業

和歌山県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、和歌山県及び有田市の求めに応じて、同和歌山県及び有田市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

付 則

この要綱は、令和7年7月22日から施行する。